

第 4 5 3 回小野市議会臨時会提出議案の概要について

議案第 2 5 号	専決処分の承認を求めることについて（小野市税条例の一部を改正する条例の制定について）
地方税法等の一部改正（R7.3.31 公布）に伴い、引用部分の項ずれ等を含む規定内容の整理を行う。令和 7 年 3 月 3 1 日付で専決処分により小野市税条例の一部を改正したことから、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を求めるもの。 [令和 7 年 4 月 1 日施行] 【主な改正内容】 ＜軽自動車税＞ ・総排気量 1 2 5 c c 以下の原動機付自転車のうち最高出力 4.0 k W 以下のものについて、新基準として新たな区分を新設し、税率年額 2, 0 0 0 円とする。 ・減免申請時の運転免許証の提示については、マイナ免許証の提示を可能とする。 ＜固定資産税＞ ・長寿命化に資する大規模修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置について、管理組合の管理者等から必要書類が提出された場合は、マンションの区分所有者から申告書の提出がなくても適用できることとする。	

議案第 2 6 号	小野市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
令和 6 年度からの国民年金額の引き上げに伴い、福祉医療制度の低所得判定基準の公的年金等控除額を 8 0 万円から 8 0 万 9, 0 0 0 円に引き上げようとするもの。 [令和 7 年 7 月 1 日施行]	